

記入・提出上の注意

ア 必要事項をもれなく記入し、必要書類を添付してください。

イ 「２ 貸付関連申告事項」中、「（６）当共済組合からの借入状況」欄中、今回、共済組合に新規申込みをする貸付けの毎月償還額については、当共済組合の償還表による金額を記入してください。

ウ 「２ 貸付関連申告事項」中、申込人に連帯債務を負っている借入金がある場合又は申込人が連帯債務者として新規の借入を行う場合においては、「（７）他の金融機関からの借入状況」の申告を「有」としてください。

なお、当該借入金の償還表の写しに加え、連帯債務者であることが確認できる契約書類等の写しを添付してください。

また、当該借入金については、「（８）他の金融機関からの借入状況の詳細」欄中の「毎月償還額（円）」欄及び「期末手当等償還額（円）」欄には、当該借入金の償還表に掲載されている毎月償還額及び期末手当等償還額の１／２の額（円未満四捨五入）を記入してください。

エ 「２ 貸付関連申告事項」中、「（１３）貸付金振込口座」は、次に掲載する金融機関のうち、新潟県内の本・支店、出張所の普通口座（組合員名義口座に限る。）を記入ください。

- ① 銀行（ゆうちょ銀行を除く。）
- ② 信託銀行
- ③ 信用金庫
- ④ 信用組合
- ⑤ 労働金庫
- ⑥ 農業協同組合

オ 次に該当する場合は、貸付けすることができません。（短時間勤務職員は「給料」を「報酬」に読み替えてください。）

- ① 給料の全部の支給が停止されているとき（介護休暇、育児休業、看護休業、休職等により給料の全部が停止されている場合を含む。）。
- ② 懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているとき。
- ③ 「２ 貸付関連申告事項」中、「（１１）給料額に対する毎月償還額の割合」又は「（１２）みなし年収額に対する年間償還額の割合」が３０％を超えているとき。
- ④ 給料の差押えを受けているとき。
- ⑤ 当共済組合貸付規則施行細則に規定する貸付事故者となったとき。

カ 次に該当する場合は、貸付金未償還金を即時に償還いただくことになります。

- ① 組合員の資格を失ったとき（高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が、組合員の資格を失ったときを除く。）。
- ② 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０４条第２項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
- ③ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- ④ 貸付規則に違反したとき。

キ 当共済組合の貸付事業は地方公務員等共済組合法第１１２条に規定する福祉事業であることから、必要に応じて、その他の確認資料等の提出を求めることがあります。

〔貸付書類〕

貸付事由	ひとつの貸付事由に係る貸付限度額	最高限度額
医 療	給料月額の６月分	１００万円
入 学	給料月額の６月分	２００万円
修 学	１か月の上限１５万円（１年につき１８０万円）	最高６年間、１,０８０万円
結 婚	給料月額の６月分	２００万円
葬 祭	給料月額の６月分	２００万円

＊貸付限度額は、給料の減額の有無に関わらず、地方公務員法第２５条第３項第１号に規定する「給料表」により算定。
（ただし、条例の規定により「給料表」を読み替えている場合は、読み替え後の「給料表」により算定。）

各種特別貸付共通申込書類		
①	特別貸付申込書（この用紙）	
②	印鑑証明書（貸付日以前３ヵ月以内に発行されたもの。）	
③	借用証書（日付は記入しないこと。）	
④	貸付対象者の住民票又は戸籍謄本（貸付対象者が本人又は被扶養者の場合は不要。）	
⑤	その他、共済組合が必要とする貸付事由の事実を確認する書類	
貸付事由別による添付書類		
医 療		医療の費用が確認できる請求書等の写し
入 学	i	合格通知書の写し
	ii	入学費用が確認できる書類の写し
	iii	入学費用等の納付期限が確認できる書類の写し
修 学	i	修学費用が確認できる書類の写し
	ii	修学費用の納付期限が確認できる書類の写し
	iii	在学証明書の写し（修学初年度は有効期限が確認できる学生証の写しでも可。）
結 婚	i	案内状の写し
	ii	結婚式等の費用が確認できる見積書等の写し
葬 祭		葬祭費用が確認できる書類の写し

【照会先】

新潟県市町村職員共済組合福祉課

電話番号：０２５－２８５－５４１４（直通）

F A X ：０２５－２８５－５４００

E-mail：fukushi@kyousai-niigata.jp

U R L：http://www.kyousai-niigata.jp